

第十六回

参議院水害地緊急対策特別委員会会議録第二十一号

昭和二十八年七月三十日(木曜日)午前
十時四十八分開会

委員の異動

七月二十九日委員松浦清一君及び徳川頼貞君辭任につき、その補欠として永井純一郎君及び植竹春彦君を議長において指名した。

本日委員野田俊作君辞任につき、その補欠として新谷寅三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 矢嶋 三義君
理事

理事

秋山俊一郎君
三浦 辰雄君
永岡 光治君
永井純一郎君
武藤 常介君

委員

植竹 春彦君
重政 庸徳君
谷口 弥三郎君
藤野 繁雄君
松岡 平市君
島村 軍次君
安部 キミ子君
小松 正雄君
山田 節男君
杉原 荒太君
稻富 稜人君

常任委員
會專門員
工藥 英司君

今日の会議に付した事件

○小委員長の報告

○昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案（山田節男君外五名発議）

○昭和二十八年六月及び七月の大洪水による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案（山田節男君外五名発議）

○連合委員会開会の件

○理事の補欠選任の件

○小委員の補欠選任の件

○繼續調査要求の件

○委員長(矢嶋三義君) 只今から本日の委員会を開会いたします。

昨日衆議院の特別委員会と本特別委員会の委員長、小委員長、理事打合会を開き、建設関係、通産関係について、それらの小委員長の報告を聴取し、両院の打合会としてはその報告を承認した次第でございます。その概要について、小委員長から報告してまいります。

○山田節男君 昨日の衆議院における特別対策委員会との打合せによりまして、建設関係の結論を報告いたしま

昨日午前御報告申上げましたよう
に、衆議院と参議院の意見の異なる

点、この調整をいたすべく、昨日衆参両議院の委員長、理事、小委員長が集まつたのでありますが、建設関係に關します結論を御報告いたします。

外次第一に問題になりましたが、
木施設災害復旧の問題でありますが、
これは衆議院の案に参議院が賛同をす
るということになりました、これはい
わゆるスライディング・システム、そ
うしてその補助額はA、B、C案の三
案のうちB案をとるということで確定
いたしました。

次は単独工事の制限を緩和するか否かという問題であります。これは衆議院案、参議院案、これはいずれも意見が対立いたしまして、留保条項となつておつたのであります。結局衆参両議院の両案をひつちめて、そうして単独工事につきましては現行法通りにして行く、そしてそれに對しまする補助金等は、災害によつて与える特別平

衡交付金によつて、この工事の完遂をせしめるといふことに妥結をいたしました。なお応急工事の問題でございましたが、これは従来市町村団体の幾多困つた事例に鑑みまして、この応急工事は、法律の対象とすることを明記するという衆議院の案に同調いたして決定いたしました。

して、参議院の案の修正案として決定した次第であります。

次に砂防工事でありますが、砂防工事費につきましては、衆議院では、この問題を取上げていなかったものであります。が、参議院はこれを取上げて、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によりまする国庫負担率以上の負担を行、こういう案を以ていろいろ協議いたしました。が、結局、この砂防工事

それは、次に、道路の補修問題であります。衆議院におきましては、この案がないのであります。参議院の案は補助率を二分の一とする、道路の修繕に関する法律の補助率二分の一以上を二分の一ということにいたしました。衆、参両院とも見解が一致いたしました。

それから次に、山崩れ及び地這りの対策問題でございますが、これは衆、参両院の小委員会或いは委員会等におきまして、最も論争の点でありましたが、結果的に御報告申し上げますと、これに対します衆参両院の案をひっつめてまして、そしてこの地這りに対しましては融資の途を考へるというこ

とにいたしまして、補助或いは補助率
ということを考慮しないことになつた
のであります。

それから次は、これ又両院の院議調
整に非常に困難を極めた案であります
が、例の泥土の排除の問題であります

す。これは昨日の朝もいろ／＼御報告
申上げ、昨日の夕方行われた衆、参の
委員長、理事、小委員会におきまして
も、いろ／＼と話が進められて、大体

次は公営住宅の問題であります、結論に参つたのであります、この項につきましては、矢嶋委員長から後刻御報告願うことになっておりますから、それによつて御承知願いたいと思ひます。

これにつきましては、やはり衆参両院
といたしまして共通した部分は、国の
建設費用の補助率が四分の三という点
におきましては衆参両院一致しており
まするけれども、この災害住宅の費用
をする災害戸数のパーセントを何割ま
で見るかという点、それから災害公営
住宅の補修費の補助の率の問題等につ
きまして相違点がございましたが、結

局のところ、災害住宅の適用を受ける災害戸数は五割までであるから、これは衆議院案によることといたし、国の建設費用の補助率はこれは衆参一致しておりますので四分の三とする、それから災害公営住宅の補修費の補助でありますが、これは衆議院の全額負担をこれをやめまして、参議院案の現行通り、即ち三分の二ということに決定いたします。

次は、住宅金融公庫法によりする問題であります。これに對しましては、衆議院におきましては、災害地に二年以内に建てるというものに對しては貸付をする、これは全額利率は郵便貯金と同じく三分九厘六毛、償還期限三年延長、三年間振替で無利子、こういうふうになつておりましたが、参議院におきましては、現行法通りとし、この間に對立があつたのであります。が、衆議院の案によりするといふと、却つて災害地におきましては住宅の建設の抽籤率が非常に高くなるといふことであります。災害地の利用者の需要を満たさないうる虞れがあることと、回収が非常にむづかしいといふことからいたしまして、衆議院案を放棄いたしました。参議院案であります。いわけの現行法通りといふことになりました。なおこの条項におきましては、標準建設費を増額するといふことと、それから住宅金融公庫法によりする住宅の貸付住宅の補修費の貸付を認めて、それによりしては三年間の据置償還とし、利子は付けないといふことによつて、両院の意見が一致いたしました。

なお、衆議院の案にありする一般住宅の補修費、これに對しましては、両院協議の結果、これは地方財政法第五條第一項によつて用を弁じ得るということに両院の意見が一致いたしました。この項は衆議院の案は削除されることになりました。

以上大略御報告申し上げます。

○委員長(矢嶋三義君) 只今山田小委員長から御報告がございましたが、両院の打合せとしては、両院の小委員会打合せでまことならなかつた保留事項、而もそれはすでに議題となつたものに限るのであります。その点については、衆議院の小委員会意見が一致したならば、それを以て両院の委員長、小委員長、理事打合せの申合せ決定事項とするということも併せて決定いたしました次第でございます。

以上山田小委員長の御報告を承認することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(矢嶋三義君) 異議ないようでございますから、さよう決定いたします。

只今山田小委員長から保留されました排土の問題について、委員長の方から御報告申し上げます。

昨日も報告がありましたように、排土については内容的には両院意見一致でしたが、これを公共土木といふ一本の法律の中に入れてよとする衆議院と、これは非常に特殊な場合であるから、単独立法にすべきであるといふ参議院の意見が対立しておりました。が、衆議院側からともかく一本の形で立法作業をやつてみてほしいという要請がありまして、参議院法制局の手を煩わして、お手許に配付しました特別措置法案を作成して、衆議院側に提示したわけでございます。衆議院は昨日夕刻建設関係の小委員会を開催いたしました。参議院側の委員長の出席を要請されました。そこで私出席いたしました。参議院側の考えをお申述べたわけでございます。その結果、衆議院の建設委員会としては、農地も含めての本一にするに異議がない、ただ公共土木関係を総合的に一本にするという衆議院の案では、農地関係が土地改良として農林関係に入つてい

で、本日まで衆議院の農林小委員長の了解を得れば、農地も入れた参議院のこの特別措置法案で異議がない、こういうことに決定いたしました。その点については、衆議院の農林小委員長に衆議院の建設小委員長も了解を求めるが、参議院の農林関係の島村小委員長からも了解を求めてほしい、こういうふうな昨日の衆議院の小委員会は決定いたしました。衆議院側の建設小委員長から私に對しまして、次のような要請がございました。それは衆、参意見が不一致しているところの小災害の問題、この問題については、政府は平衡交付金その他で考慮するから、例えば市町村の十万円を五万円に下げるといふような内容を持つた立法はやめてほしい、こういう要請があるけれども、果して平衡交付金がどれだけ増額されるかといふことが明確にならなければ、衆議院案としては、一応法律案に十万円を五万円まで下げると記載することを御了承願えないかという要請が、私に對してあつたわけでございます。この小災害に對しては参議院側の意向は、昨日の親委員会決定した通りでございます。その点から、委員長の権限をちよつと超えていけるから、参議院側の小委員長とその点については更に御協議願ひたい、こういうふうに申上げて、私の答弁を保留して附した次第でございます。

なお、私に對しまして、更に衆議院の小委員長から、地方鉄道並びに軌道の問題については、参議院は如何ように取計らつていられるかという質問がございましたので、昨日の参議院の特別委員会の状況をお答えいたしました。その結果、衆議院においては、この問題は更に検討の余地ありとして、衆議院側もその点については一応保留して、昨日の衆議院側の小委員会は終つております。

以上、山田小委員長に代つて衆議院側に出席しました私が追加御報告を申し上げます。

○重野繁雄君 地送り対策について、委員長は何か話があつたようなことを承わつたのでありますが、話がなかつたのでございますかどうかわかりたいと思ひます。

○委員長(矢嶋三義君) 昨日は地送りの問題については話はございませんでした。併し地送りに対する立法は衆議院の案の中に入つていられるわけでございます。その詳細については必要がございしますならば、山田小委員長のほうから答えて頂きたいと思ひます。

【速記中止】

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始めて下さい。

只今の委員長からの追加報告がありました点御了承願ひことに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(矢嶋三義君) さよう決定いたします。従つて衆議院の綱島農林小委員長に對しては、参議院側の島村小委員長から連絡を願ひます。

なお、昨日保留になつております小災害の問題につきましては、更に山田小委員長と衆議院側の中澤委員長の間で打合せ方を委員長としてお願いいたしておきます。

次に、引續いて昨日の両院の打合せで申合せました通産関係の御報告を頂きますが、通産関係の報告を昨日一応承つておりますので、衆参との打合せで昨日の報告と變つた面がありましたら、その点に限つて御報告願ひたいと存じます。

○武藤常介君 昨日委員会ではありますまいが、理事、小委員長の会の際に申し上げまして、大御承知と思ひますが、その後変化はございません、御了承願ひます。

○委員長(矢嶋三義君) 只今お開きの通りでございます。通産関係につきましても、両院の小委員長で保留してゐる部分、例えば中小企業に對する利子補給の問題、これらの問題は更に両院の小委員会協議してまことならぬならば、それを以て両院の委員長、小委員長、理事打合せの申合せ事項とするといふような、昨日の打合せで申合せいたしました。以上、御承認頂くことに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないようでありますからさよう決定いたします。

○委員長(矢嶋三義君) 昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案を議題に供します。先ず本法案について提出者から御説明を願ひいたします。

○衆議院議員(稲富稔人君) 只今議題となりました昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、去る六月の台風第二号及び五月下旬から六月中旬までの間

の結果、衆議院においては、この問題は更に検討の余地ありとして、衆議院側もその点については一応保留して、昨日の衆議院側の小委員会は終つております。

の長雨による被害はその程度が激甚でありました。その及ぶ所も西日本約三十府県に亘る広汎なものでありまして、被害をこうむつた農家及び漁家の損失も極めて大きいのであります。

衆議院の水害地緊急対策特別委員会は、この事態に処すべき対策につき極めて熱心に審議を重ねましたが、その結果、被害農家及び漁家が今後その経営を維持するために必要とする経費資金が円滑且つ低利で融通せられるための措置を講じ、以て被害農家及び漁家の経営の安定を図る目的を以て本案を提案するに至つたのであります。

本法案の施行に必要な経費につきましても、政府において、予算上の措置を講じ、なお、又被害農家の購入する種子肥料等の購入費種苗の輸送費、病虫害予防費等に對する助成を行うことと相成つたのであります。

次に本案の内容の概要を御説明申し上げます。

先ず第一は、農林中央金庫、府県信連、農業協同組合、その他の金融機関が被害農漁家に對して経営資金を融通する場合に、その金融機関に對して都道府県及び市町村が利子補給及損失補償を行う経費の一部を国庫から助成する措置であります。

即ち今次の台風等の被害により平生生産量に比し三割以上の被害を受けた農漁家に對し金融機関が期限三年以内、年利六分五厘以内の金利で経営資金を貸し付け、その金融機関に對し府県又は市町村が年五分以内（政令で定める場合は六分以内）の利子補給及び融通額に對し四割以内の損失補償を行つた場合に、国が融資総額四十五億円の範囲内において、当該利子補給金又

は損失補償額の二分の一を府県に對して補助しようとするものであります。

第二は、農業共済基金の業務の特例を設ける措置であります。

即ち、農業共済基金は、農林大臣の指定する農業共済組合連合會に對し、当該連合會が台風第二号等によるたねの共済に係る保険金の支払に關して必要とする資金の貸付をなすことが出来ることとしようとするものであります。

本案の起草につきましては、衆議院の水害地緊急対策特別委員會において、西日本風水害地対策に關する小委員會で検討を進めることに決定し、同小委員會は數回に亘つて會議を開き、鋭意協議を重ねました結果、以上御説明いたしました通りの結論に達しましたので、二十八日に委員會に報告があり、本委員會において全会一致を以て小委員會案の通り決定し、これを委員會提出の法律案として、提出いたしました次第であります。

以上簡單であります。本案の提案理由を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議のうえ速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（矢嶋三義君） ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（矢嶋三義君） それでは速記を起して下さい。

○野澤繁雄君 台風二号に關する大体の予算の内容を御説明願ひます。

○衆議院議員（稻富稔人君） 予算の内容につきましては、すでにお手許にお配布になりました七億一千九百万円といふものが以前御発表になつておつた

そうでございますが、その後変更になりましたのは、災害融資利子補給に必要な経費といたしまして八千五百二十万円、稲苗対策として必要な経費二千六十万円、麦種子確保のため必要な経費といたしまして一億四千三百八十万円、葉種共同育苗助成に必要な経費といたしまして七千四百七十万円、蔬菜果樹特用作物対策として必要な経費といたしまして三千三百万円、被害地域農作物病虫害防除実施に必要な経費といたしまして三億五千七百七十万円、その他三千五百万円、合計七億五千九百万円、これが私のほうで二十八日の委員會に、大蔵省、農林省の最後の決定案といたしまして、報告を受けました内容であります。この操作に對しましては、農林當局の意向による、こういうことを大蔵省は申し出ておりますので、この点附加えておきたいと思ひます。

○島村軍次君 私私本案は、すでに懇談會並びに兩院の打合せ等におきまして、十分審議を尽くした案件でありますので、この際質疑討論を省略して直ちに採決に入られんことの動議を提出いたします。

○委員長（矢嶋三義君） 只今の島村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長（矢嶋三義君） 御異議ないようでございますから、さよう取計らいます。

それでは、これより採決に入ります。昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に對する資金の融通に關する特別措置法案に賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（矢嶋三義君） 全会一致でございます。

でございます。よつて本法案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本會議における委員長のお頭報告の内容等、事後の手續は慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長（矢嶋三義君） 御異議ないと認めます。

次に、本案を可とせられましたかたは例により順次御署名を願ひます。

多數意見者署名

武藤 常介	秋山俊一郎
永岡 光治	重政 庸徳
藤野 繁雄	植竹 春彦
松岡 平市	谷口弥三郎
三浦 辰雄	島村 軍次
山田 節男	小松 正雄
阿部キミ子	

○委員長（矢嶋三義君） 次いで、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に關する特別措置法案を議題に供します。先ず本案について提案者の御説明をお願いいたします。

○山田節男君 只今議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に關する特別措置法案につきまして、御審議を願ひますに當り、その提案理由を御説明申し上げます。

本年六月及び七月に亘りまして、西日本その他の諸地域を相次いで襲ひました豪雨は、誠に稀に見る強烈激甚なものでございました。従ひまして、これによつてこうむりました災害もまた

筆舌に尽し難いものがございます。これを文教關係について見ますならば、国立、公立、私立の諸学校施設及び社会教育施設並びに文化財關係等の被害総額は、実に五十億圓の多額に達するのでございます。

然るに、戦災復旧及び災害復旧並びに義務教育の延長に伴う公立学校の施設整備のため、地方公共団体は年々多額の費用を支出いたしておりますにもかかわらず、未だその施設は応急最低基準にも達し得ない現状にあります。に、加ふるに今次のこの大水害をこうむりましたこととて、さらだに逼迫を告げております地方公共団体の財政力を以てしては、この大水害を復旧いたしますことは、到底望み得ない至難事と申さなければなりません。

文化國家の建設を理想とする我が國が、このように広大な地域に亘り且つ甚だしい文教施設の災害をこうむりましたことは、極めて重大な問題でありまして、國民のひとしく憂慮に堪えないところでございます。

右に述べました公立の教育施設の災害の速かな復旧を図り、以て学校教育及び社会教育の円滑な実施を確保するためには、一日も早くこの法案を提出しなければならぬことを痛感いたしました次第でございます。

以下、本法案の骨子について申し上げます。

第一に、この法律案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害復旧事業についての国の費用負担及び補助に關する特別措置を講ずることを目的とするを明確に規定いたしております。

第二に、今次の災害復旧事業費は、

公立学校施設については、国の負担率を特に四分の三まで高めることにいたしております。

第三に、公立学校施設災害復旧事業の施行目標を、昭和二十八年年度において復旧事業全体の六割に相当する部分とし、その残余の部分を次年度において施行することによりたしております。

第四に、事業費の範囲は、それらの工事の本工事費及び附帯工事費設備費並びに事務費といたしております。

第五に、社会教育施設の災害復旧事業費の支出については、未だ法的根拠がありませんが、この法律案におきましては、特にその経費の三分の二を国が補助するものといたしております。

その他に、各事業費の額の決定、成功認定、負担金の還付及び監督等所要の規定を設けてございしますが、これらの事務につきましては、大学に関するものを除き、都道府県教育委員会が行うことにいたしております。

以上申述べました理由と内容を以ちまして、本法案を提出いたす次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上速かに御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○武蔵常介君 私は本案は、すでに懇談会並びに両院の打合せ等におきまして、十分質疑を尽くした件でございしますから、この際、質疑討論を省略いたしまして、直ちに採決に入らんことを動議として提出いたします。

【賛成】と呼ぶものあり

○委員長(矢嶋三義君) 只今の武蔵君の動議に御異議ございませんか。

○藤野繁雄君 本案についても、大体の国の負担金、補助の金額が見当がついておつたら、大体でいいですから、

それを御説明をお願いいたします。

○委員長(矢嶋三義君) 専門員をして答弁させたいと思ひます。藤野君、それでよろしくございしますか。

○専門員(工業系司君) 公立学校施設国庫負担金が成立いたしておりますので、本法案による国庫負担額は五億円増となります。

○委員長(矢嶋三義君) 改めてお諮り申し上げます。先ほどの武蔵君の動議に御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶものあり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に關する特別措置法案を原案通り可決することに賛成のかたの御手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(矢嶋三義君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容等、事後の手續は慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶものあり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

次に、本案を可とされましたおかたは、例により順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

武蔵 常介 秋山俊一郎
永岡 光治 重政 庸徳
藤野 繁雄 植竹 春彦
松岡 平市 谷口弥三郎

三浦 辰雄 島村 軍次
山田 節男 小松 正雄
阿部キミ子

○委員長(矢嶋三義君) ちよつと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

只今から松岡小委員長の報告を聴取いたします。

○松岡平市君 厚生並びに地方行政その他この委員会に所屬しない分野について的小委員会の問題に關して、衆議院の該當する小委員会との折衝の結果を御報告申し上げます。いろいろな關係で私だけ大變報告が遅れまして、皆様お詫言申上げます。

実は御報告申上げる点は至極簡単でございます。と申しますのは、厚生關係の小委員会に於いて立法事項として取扱うべきものと定められたものは、第一は災害救助法の改正、第二点は伝染病予防法中の一部改正、これだけでございます。ところが災害救助法に關しましては、御承知のごとく両院の災害特別委員会において、この問題を取上げておる途中、すでに先頃からこの委員会におきてもそういうことはしばしば聞いておりましたが、衆議院において議員立法で災害救助法の一部改正が衆議院を通過いたしております。

すでに本院のほうに廻つて来ているやうに聞いておりますが、未だそれが法律として成立したというのを聞いておりません。我々が立法をいたします際には、只今衆議院だけで可決された災害救助法の改正されたものでなしに、

その前の災害救助法をもとにして必要な改正をしようということでありました。ところが只今言うように、衆議院だけで、その一部は改正されて、衆議院でも参議院においてはまだ決定をみずにおつて、これが果して法律として成立するや否やというところは不明の状態のままであります。従つてこの災害救助法の一部を改正する場合に、もとに、現在施行せられておる法律を基礎にして改正すべきか、やがて参議院を通過すれば法律となるその改正された法律を基礎にして、我々の新しい必要なる改正の立法をなすべきかというところが、ひつかつておりました。これは今日なおその点において十分なる結論が出ない、こういう状態になつております。併しながら、いづれにいたしましても、我々がこの水害の対策として必要であると思つた点については、いづれかをもとにしてできる立法をする、こういうことに決定いたしております。そういうことにその改正の中に含まれる点でありますが、その点においては、多少の衆議院と参議院の間には齟齬がございまして、第一点は、現在の法律の第三十六條の国庫負担率百分の二十を超える全額に対する国庫負担率百分の九十と衆議院はいつておるのを、参議院は百分の百全額国庫で負担せざるやうに考へておりましたが、この点については両小委員会が数度に亘る折衝をし、なお又關係当局の意見を徴し、予算措置等に鑑みまして、衆議院の主張する百分の九十が我々の主張しておつた百分の百よりも実現の可能性もろいろな關係上、他との割合上妥當であるという結論を得ましたので、百分

の九十に譲歩いたし、その他の点につきましては、参議院と衆議院の意見は別に齟齬いたしておりません。ただ先ほど申しましたように、これを立法する措置において、もとの親法が半分改正された形になつておるものと、そうでないものと二つあるわけでございます。立法の時期はやや遅れるということをお断願ひしたいと思います。

それから第二点の伝染病予防法に關しましては、これは内容が衆議院と参議院の主張の間にやや食違ひが出ております。その一点は、県の支弁に対する国庫負担率を当院は十の九を主張したのに対して、衆議院は四分の三、市町村の支弁に対する国庫負担率について、当院は十分の九、県負担十分の一、こういうふうにしておつたものを、衆議院のほうでは、市町村の支弁に対して国庫負担三分の二、県負担三分の一と、やや県負担が多くなつております。

第三点は、伝染病隔離病舎の国庫補助を三分の二とするというのが衆議院案でございしますが、当院はこれは申入事項の中に入れておりました、別に立法措置を講ずるということとはなかつたのであります。衆議院のほうではこれを立法措置にする、こういうことになつております。

それから第四点は、簡易水道の設置費に對して二分の一の国庫補助をした。これは衆議院のこれに關連しての新しい立法であります。当院にはさうな意見がございせん。それからその次は、尿尿処理費に對して三分の二を国庫補助するというのが衆議院の新しい立法の中にございす。簡易水道設置費並びに尿尿処理費に

對する二分の一或いは三分の二の国庫補助というものは、全然当院としては立法措置と考へないで、いづれもこれに對しての適當なる処置を具體的に申入事項として当院は出しておつたのを、衆議院は立法措置に持つて行きたい、こういうことでありました。この点につきまして、いろ／＼これも災害救助法の場合と同じように、他のいろ／＼なものとの均衡並びに予算措置という点から考へますし、特に又当院のほうでは、單なる申入事項にしておつたものを、衆議院のほうでは、はつきりした立法事項にしたいというふうなことは、むしろこういうような立法事項のほうが有利でもあるというふうなことでありまして、これらの点については、いづれも小委員会といたしましては、衆議院の意見に賛成いたしました。

そのほかには民生関係、厚生関係におきましては、例えばこれは私のほうでお検討を要するというまゝにしておりますが、こちらで考へていないことを、国民健康保険関係の八割を貸付けて、二割を国庫補助にするというふうなことを、これは申入事項に向うはするということな話がありますが、まだ、こういう点につきましては、立法事項の関係でございまして、立法事項とは十分なる最後の打合せの段階に至つておりませんが、只今申しましたように、災害救助法の一部改正並びに伝染病予防法の一部改正立法事項に属する分につきましては、只今申しましたようなことで大体やつて行けるのではないかと、但しこのいづれにつきましても、未だなお十分なる予算の裏付けと、ものの交渉が妥結いたしております。

せん。で、昨日来私はずばらこの点につきまして、衆議院の關係者と両小委員会が成立いたしました国庫の増額分についての予算措置を折衝いたしております。本日本体午前中には成立して、皆様方に御報告申し上げ得るような順序になし得ると考へておりました。が、いろ／＼な關係上、まだそこまで行つておりませんが、恐らくこの点につきましては、只今のところでは予算措置も十分議得るであらうという見込だけは立つておりますので、その予算措置が大丈夫だということになりまして、直ちに只今申しましたような点で、各位の御賛同をお願いしたいと思います。そうしてこれはいづれも衆議院側に立法措置を委任することにいたしております。

第二点の地方行政関係であります。これは衆議院と参議院で大きな隔を來たしております。と申しますのは、当委員会では、地方公共団体のこの災害による負担増、収入減というものを合せて二十八年度の歳計予算において、約百三十四億地方公共団体が負担が殖えるのだ、で、これを通常の方法を以ていたしますれば、もとより起債或いは平衡交付金、特別平衡交付金の増額等において、これを賄ひ得る途はないわけではない、が併しさういふいたしますと、現在の特別平衡交付金の額或いは平衡交付金全体の額というふうなものから、容易に災害府県町村の財政救済が不可能であらうというところで、各位の御決定願ひいたしましたことは、これらの地方公共団体には特別交付金或いは平衡交付金の増額というふうなことでなしに、災害特別交付金を支給するような新立法をするという

決定であります。ところが衆議院側におきましては、さうな意圖を全然持つておらず、そうしていづれも平衡交付金若しくは特別平衡交付金の増額によつて、これを処理させるということから一步も出ないのであります。私はこの点については、飽くまでも我々の特別委員会において得た結論のほうに正しいと信じまして、今なお衆議院側と折衝を續けております。交渉の難点は、不幸にしてこれに對して予算的な措置を講じてないということでありまして、衆議院側は若し参議院側にし

て予算的な裏付け措置を関係当局と十分折衝できれば、もとよりその趣旨には不賛成でない、こういう意圖でありますので、特にこの点については、今なお大蔵当局或いは自治庁等と折衝いたしております。卒直に申上げまして、当院の望んでおるような特別交付金の交付という新しい立法をするということとは、現在の段階においては非常な困難な状況であるということをお断りしたいと思います。そうして委員長の御努力、又私も一生懸命やつておりますので、この点に對する御支援を、特に問題は予算措置如何ということだけでありまして、この点について一段の御援助をお願い申上げたいと思へます。

合法の特例を設けるという参議院側の留保のままの意見につきまして、衆議院側と折衝いたしました。ところが衆議院側においては、さうな意圖を小委員会として結論として出しておられなかつた。で、こちらのほうも留保のままになつておりました。衆議院側としては結論としてそこまで行つておられなかつたので、その点については一応立法事項をするという結論にしない、そうしてこれの問題については、衆議院側の意見による措置を講ずるか或いは災害国家公務員の処遇について別途の措置を講じ得る、その点については衆議院側で今いろ／＼と予算措置等と関連さして関係当局と折衝しておるか、暫く待つてもらいたい、いづれ向うのほうで適當な成果を得たならば、この共済組合の特例を認める代りになる適當なる措置を考案する、こういうことになつて、今なお留保のままになつております。何らかの結論に至る見出したいと考えております。

大體の状況は以上の通りでございます。誠にどうも私は不手際でありまして、特にその予算の措置ということについては、立法いたしました者の責任として、當然適當なる措置を考へておかなければならぬと、私は固く信じております。が故に、条文の整備等々と合わして、予算の獲得、現実に大丈夫に行けるものに政府も十分同意してやつて行けるものを作り上げたいと考へておりましたために、遅れもいたしましたし、又御報告をいたしても、大變皆様方に御迷惑をして頂けるような程度になつておりませんことを甚だ残念に思ひますが、只今申しました点を御了承願ひまして一応の報告と説明をいたしたいと思います。

○永岡光治君 ちよつとお尋ねしたいのですが、ここに民生関係としてブリントを頂いておりますが、この中で今説明があつたようですが、参議院側と衆議院側との内容の違つたところで、第三と第四ですが、失業保険法の改正、四番目に緊急失業対策事業というものが、これは衆議院のほうでは何か措置をするということになつていないのか。参議院のほうではなう意味に解してよろしいでしょうか。そうしてその内容は概略で結構でございます。結論だけで結構でございますが、どういふものであるか、おわかりでしたら……。

○松岡平市君 これはここに括弧しております通り、失業保険法の改正をどういふものを作るというふうなことを私は承知いたしております。又緊急失業対策事業については、どういふ立法をするということは具体的には今なお聞いておりません。こちらは何らさういふことをしていません。したが、向うで新しくこれを立法措置を講ずる、或いは政府に對する申入れをするというこがきまつたらば、改めて私のほうに申入れて、そうして私のほうの賛同を得る、こういうことになつておりますが、いづれもこれは、どの点から見ても、罹災者に対してプラスになります。従つて向うで予算措置なり何なりが見通しがついてやると、本院としては別にこれに異議を差し挟む必要は毛頭ない事項である、かように考へておりますが故

に、向うのそういう措置を待つておるというのが現実でございます。

○永岡光治君 それからも一つ、大蔵関係というのは、これは厚生関係を取扱った項目でしようか、そういうわけでしょうね。それで租税の減免について一応保留というふうな字句を使つておりますが、この前の参議院の当委員会では、大体この徴収の猶予は二年ぐらいでいいではないかという事で、一応大蔵省の意見も聞いて、最終的には決定しようということになつたのですが、先ずよろうという程度で、そういう意味の保留だと私は解釈しておるのですが、衆議院のほうの側と打合せをいたしまして、あの通産関係の委員会で向うは取扱つておつたようでありますので、そこで私たち列席しておりました、席に確か松岡さんおいで頂かなかつたのじやないかと思つておりますが、何か衆議院のほうでは三年はいいではないかということ、大体三年にして見よう、そういうことで一応まあ大蔵省とも話はしてみよう、こういう熊谷委員長の話でありました、この点について何か連絡されたその結果はわかつておりませんか。

○松岡平市君 これは先ほども申しましたように、大体私のほうの小委員会としては、他のほうに所属しないものは、すべて私のほうの小委員会に付託研究するべきものと考えておつたのであります。別に私のほうで気づかないうちに、この委員会においてあと出て来たもので、小委員会の議論を尽してありません。只今の国家公務員の共済組合法の特例を設ける点についても同様であります。従つて私個人の解釈では、これは私のほうで処理すべきものとは考えたのであります。が、小委員会の議を経ておりませんので、私のほうは積極的にこれには、特に国家公務員の共済組合のことは、私もここでしばしば議論されて詳しく知つておりましたので、一応の折衝をいたしましたし、殊にこれは向うで厚生関係でやつておりましたから折衝いたしました。併し租税の減免に関する点では、私も向うは通産関係で熊谷君のところまでやつておられるという事で、通産関係のほうの方々がたたくさん行つておられて、その面に触れておられることも承知しておりましたので、私が横合から自分の所管であるかのように口出しをすることは大変失礼だと、かように考へて、遠慮いたしましたのであります。何ら結論を私は聞いておりません。

○永岡光治君 それでこれは一応この質問を終つてからよろしくうございしますが、これと関係がありますので、昨日から熱心な要望で全国官公労の議長さんが見えて、この国家公務員、地方公務員を含めまして、今度の災害についての特別な救済をして頂きたいという事で陳情に参つておりますので、適切な機会に陳情を受けて頂きたいと思ひます。お願いいたします。

○委員(矢嶋三義君) 先ほどから松岡小委員長の両院小委員会の協議の結果の報告がございました。他の小委員会と同様、若干保留事項があるようでありまして、保留事項を除いて、只今の松岡小委員長の報告を了承すること御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないようでございますから、さう決定いたします。

○松岡平市君 この機会に余分なことではありませんが、特に申上げて、各委員の御注意を喚起しておきたい。と申しますのは、私の所管いたします只今申上げました厚生並びに地方行政の立法に關しまして、私といたしましては、これは是非立法するものの責務として、予算的な裏付けを十分しておかなければならぬ。かように考へまして、政府当局或いは私の所屬いたします党の政調会長等に、あらゆる努力を払つておりますが、なか／＼困難であります。実際は大蔵当局とは、いろいろと従来のやり方とか全体のバランスとかいふようなことについて、なか／＼容易ではないという事でございまして、或いは不幸にして私だけが力足らずして、さうな結果であるのかも考へるものであります。私の感ずるところによるといふと、必ずしもそうではなからうというふうな氣もいたしますが、是非災害者を救済するために、少くも無理な立法をも、この機会に我々は力を合せてやらなければならぬと、かように考へますが、ただその際には、全政友会派が一致団結して、要すれば政府に堂々と迫り得る態勢を作り上げておかなければならぬと、私は固く信じております。私の折衝いたしました関係では、例えば私の所屬いたします手党自由党内におきましては、私の知つての限りにおきましては、必ずしもかの小委員会において両院で決定いたしましたことがそのまま立法として、党において十分絶対的な支持を得るや否やという事について、私は折衝の過程において、多少の危惧の念を抱くのであります。是非この機会にそれ／＼の所屬委員の方々は、一たび立法した以上は、必ず予算的な措置においても十分であるというお見込みをおつけ下さるよう、大変老練心でありまして、私の経験から一言御注意を喚起しておきたいと思ひます。

○委員長(矢嶋三義君) 速記をとめて下さい。

午後零時十八分速記中止

午後零時三十三分速記開始

○委員(矢嶋三義君) いや速記を起して下さい。

○植竹春彦君 西日本と南畿の両地方の水害によりまして地方鉄道軌道と道路運送事業、通運事業の被害が甚大でありますので、その復旧に對しまして是非とも御援助を与えて頂きたい。その趣旨を以ちまして、一昨日運輸委員会から当委員会に申入れがありました。点に關しまして、私たちの調査の結果を簡潔に披露いたしまして、これに對する当委員会の御審議と皆様の格別の御協力を賜りたいと存じます。

問題五項目に分ちまして申述べたいと思ひます。

第一は、この被害のお願いいたしました対象の内訳であります。それは交通機関全部というのではございませぬ。第一に、地方鉄道軌道と、これに随伴いたします通運のトラックの事業、第二番目は、定期の乗合自動車、いわゆるバス路線であります。この事業、第三番目は、やはり定期のトラック、定期路線を要するトラックをお願いしたい。自動車もいろいろあるわけでありまして、全部の自動車ではなく、以上の自動車だけをお願い申上げたい。

第二番目には、この援助の種類でございますが、これは半額補助と、又同時に融資利子補給をお願い申上げた。

それから以上の対象になります事業と、それから援助の種類とを組合せまして内訳を申し上げます。補助をして頂きたいのは、地方鉄道と軌道の事業の被害全体に對して補助をお願いしたい。例えば鉄道軌道の車輛から施設、上物下物一般、つまり上物と申しますと車輛、下物と申しますとレールとか枕木、河川橋梁に至るまでの被害の半額を御補助願ひたい。自動車につきましては、この道路は無論のこと国家のものでありますので、車輛だけで結構であります。尤も修繕工場その他の施設等も被害を受けておりますけれども、車輛だけの被害の半額だけを御補助願ひたい、こういうわけでござい

ます。

その前例をいたしましたは、今までも、お手許に御覽に入れております最近六年間の地方鉄道軌道の被害調査にりますように、昭和二十二年三年におきましては、キヤスリーン、アイオンの台風のときに半額の補助及び融資を受けておつたのであります。その後二十四年以後の被害に對しましては補助を受けておりません。併しこれは補助を受けないから、被害会社が案にやつていたかどうかという点につきましては、最初補助を受けていた當時は、大きい鉄道も被害を受けて補助を受けたのであります。小さい鉄道が大部分でありまして、それで補助の結果起上ることができたのですが、二十四年から以後の補助を受けなかつた

たい。

という点につきましては、大きな鉄道
軌道がやられましたために、而もその
損害が非常にローカルであつて、又損
害の額から申しましても小さかつたの
で、何とかして自己資金で以て、或い
は自己の實力だけで以てこの融資なり
復旧をなし得た。然るに今回のあの災
害は金額から申しましても、非常に大
きな金額であるのみならず、被害を受
けた会社は非常に弱小会社であ
る、その故を以てまして今回は是非キ
ヤスリーン、アイトンのあの昔に返り
まして、前例のように半額を御補助願
いたい、こういうお願いであります
が、然るに前回は自動車は補助を受け
なかつたのに、なぜ今回は自動車の補
助をお願いしたかと申上げますと、
今回は思いがけなく、バスの被害が
非常に大きくて、而もこのバスをよく
考へてみますと、乗合自動車、又定期
路線トラックというものは、レールこ
そごさいせんけれども、その事業の
運営方法におきまして、又資金関係、
すべての状況がこの地方鉄道軌道と同
じような形態をいたしておるわけであ
ります。同じく切符を求めまして、ト
ラックにいたしまして同様であります。
殊にバスにはあの通り鉄道と同じ
ように切符を買つて乗車するといつた
ようなわけでございまして、殊に地方
鉄道軌道並びにバス、トラックを利用
いたしますものが一般大衆であるとい
う点、これは農業に關しまする復旧、
又中小企業に關しまする復旧も、これ
又国民生活に直接の關係のある重大な
国家として援助を与えるべきものであ
るけれども、このバス事業も地方鉄道
軌道も、又そのいろ／＼な中小企業或
いは農業におきまする物資を輸送して

行くということが、先ず第一に復旧さ
れなければならぬ、而も今回被害を
受けたバス会社なり鉄道なりを早
く迅速に復旧させないといふと、非常
に勤労大衆にいたしまして農民大衆
としても、非常に困る。つまりこの交
通機関が今回の補助を得た、融資を
得たといふ、被害の對象が勤労者の
足であり、農民の近代の荷車のような
役目をいたしますといふ意味におい
て、是非とも御援助願ひたい、格別の
御配慮を願ひたい、こういう次第で
ございまして。
その次に、申述べます点は、事業者
の名前とその規模の点でありますが、
その規模の点におきましては、先ほど
申上げましたように、極めて今回は弱
小会社が多数のであります、それは
別にお手許に御覧に入れました被害会
社資本金、配当状況で御覧に入れた
りますように、小さいのはたつた百
万円である、それから大きいのは八千
万円もあるわけでありまして、その資
本金額の数倍の損害額を受けておるも
のがある。そして中小企業の利子補
給では、これはやつていけないと考へ
ますのは、資本金が一千万円以上にな
つております。そのために中小企業の
利子補給の方法では丁度當てはまらな
いわけでありまして、大企業ともいえ
ず、中小企業ともいえない中途半端な
経営規模であるのが、このバス会社、
定期路線トラックであるわけでありま
す。その点が格別の御配慮を煩わした
い点でございまして、その金額を申上げ
ますと、別表にも御覧に入れてありま
す通り、鉄道軌道につきましては、西
日本を總計いたしますと六億二千万
円、和歌山方面を申上げますと、三億

八千万円、合計十億円の損害がありま
すので、その半額の五億を補助して頂
きたい。自動車関係について申上げま
すと、自動車定期路線と通過の車輛だ
けの被害を申述べますと、西日本が六
千九百八十六万、和歌山が一億二千
七百九十万、合計一億九千七百七十
六万、その半額でありますので、九
千九百八十八万でよろしいわけであ
ります。そうすると九州と南紀、和歌山
等を總計いたしますと、五億九千九百
万円の補助になるわけでございます。
これは無論自動車につきましては、車
輛の被害だけを申上げたような次第で
ございまして。
以上のような次第でございまして、
只今別の案件につきまして意見の御交
換のありました通り、これは予算措置
その他の制約を受けましたために、本問
題につきましても、いろ／＼と困難な
点もあろうかと存じますが、大体にお
きまして当局の一部では見通せるので
はないかというふうな計算をしておる
役所もあるように仄聞しております
が、まだ大蔵省方面には十分の打合せ
をいたしておらないような状態になつ
ております。他の産業の補助というこ
とも無論のこと私たちは重大であると
考へておりますので、他の産業を交通事
業以上に復旧援助されまことににつ
いては、私たちが大賛成でございます
が、交通業では、ただの五割だけで我慢
して、あとは業者の自力の復活意欲
に、復興意欲に訴へて、この復活は必
ず成し遂げられると考へますので、何分
皆さまの格別の御協力、御援助により
まして、この目的が達成せられるよう
にお願ひ申上げる次第でございまして。
○委員長(矢嶋三義君) 速記をとめて

下さい。
午後零時四十六分速記中止
午後一時十四分速記開始
○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して
下さい。
お諮り申上げます。本特別委員会
調査審議中の建設関係の案件につ
いて、建設常任委員会から本特別委員会
に連合審査の申入れがありました。本
特別委員会として建設委員会と連合委
員会を開くことに異議ございません
か。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(矢嶋三義君) 異議ないよう
でございますから、さよう決定いたし
ます。
○委員長(矢嶋三義君) 次に、昨二十
九日に松浦清一郎君が委員を辞任され、
同日永井純一郎君が補欠せられ、又本
三十日、野田俊作君が辞任され、新谷
寅三郎君が補欠せられましたので、こ
の際理事の補欠互選を行いたいと存じ
ますが、これは、成規の手続を省略し
て、委員長の指名に御一任願ひたいと
存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと
存じます。それでは理事に永井純一郎
君及び三浦辰雄君を指名いたします。
○委員長(矢嶋三義君) なお、この異
動に伴つて、小委員の補欠選任をい
たしたいと存じますが、これも委員長
に御一任願ひたいと存じますが、御異
議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(矢嶋三義君) 異議ないよう
でございますから、さよう決定いたし
ます。

でありますから、それでは通産・運輸
(通信)に關する小委員に永井純一郎君
を選任いたします。農林・水産に關す
る小委員に新谷寅三郎君及び松浦定義
君を選任いたします。
なお、昨日、委員徳川頼貞君が辞任
され、植竹春彦君が補欠せられました
ので、この際、植竹春彦君を民生(厚
生、地方行政その他)に關する小委員
に選定したいと存じます。御異議
ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。
○委員長(矢嶋三義君) 次に先日、本
特別委員会は継続審議の要求書を提出
することを決定いたしました、継続
審議が許可された場合に、被害地の調
査のために議員派遣要求を提出するこ
と、その具体的な点については委員
長、理事打合会に一任することに御異
議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(矢嶋三義君) 異議ないよう
でございますから、さよう決定いたし
ます。
審議の都合上委員会は暫時休憩いた
します。
午後一時十八分休憩
午後八時四十三分開会
○理事(三浦辰雄君) 会議を開きま
す。
昭和二十八年六月及び七月の大水害
による災害地域内のたい積土砂の排除
に關する特別措置法案を議題に供しま
す。先ず本法案について提案者から御
説明をお願いいたします。

○山田節男君 只今議題となりました、昭和二十八年六月及び七月の大洪水による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案の提案理由を御説明申し上げます。

本年六月及び七月に亘りまして停滯する梅雨前線のもたらした降雨のため九州、南近畿その他の地方に大災害の起つたことはすでに皆様よく御承知のことと存じます。特に二、三の地域においては河川の欠壊及び土砂の崩壊により異常に多量の土砂が市街地、農地等に流入し、たい積している状態であります。これらの土砂の排除については既にそれ／＼地方当局等によつて各方面の器材、人員を動員して日夜努力がつづけられておりますが、地方当局の財政力、各個人の資力にもおのずから限度があり、作業は困難を極めて遅滞として進まない状況であります。この儘に推移せんか市街地交通のまひによる産業経済の混乱、農地の耕作不能による生産の減退、公用施設その他一般住宅内のたい積土砂による公衆衛生の不良化等誠に恐るべき結果を招来するものと考えられます。

かかる状態に鑑み本法はこれら災害地域内のたい積土砂の排除事業を速かに遂行させるため当該排除事業についての国の費用負担及び補助等について特別措置を定めんとするものであります。

本法の内容について簡単に申述べますと、先ず第二条によりまして本法にいうたい積土砂とは昭和二十八年六月及び七月の大洪水により災害地域内に流入したたい積土砂又は水害により発生した土砂の崩壊等により災害地域内にたい積した異常に多量のでい土、砂れ

き、岩石、樹木等を指すこととし、その異常の程度は政令で定めることにいたします。又本法の対象となります災害地域はすべて政令で定めるといいたしております。次に第三条及び第四条では第一に災害地域内の公共用又は公用施設で政令で定めるものの区域内に土砂がたい積している場合、第二に同地域内の土地又は建物その他の工作物で第一の公共用又は公用施設並びに第九条に規定する農地及び施設の区域外に土砂がたい積し、これを放置すれば公衆衛生上又は正常な社会活動を維持する上において著しく支障があると認めるときはこれらの土砂の排除事業を原則として都道府県知事が施行し、この事業費の全額を国庫負担とすることとしております。又第九条には政令で定めた地域内の農地並びに農業用施設及び林業用施設で政令で定めるものの区域内にたい積する土砂の排除事業を行うものに對してその事業費の全額を国が補助することと規定しております。その他事業費の決定、負担金の返還、剰余金の処分、監督等の事務手続について規定しているものであります。

なお附則の第二項及び第三項では、この法律施行前にしたたい積土砂の排除事業についてもこの法律を適用することとしたしております。

以上、提案理由並びに法文内容について簡単に申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(三浦辰雄君) 続いて質疑に入りたいと存じます。御質疑のおありの方は御質疑願います。……別に御発言もございませうですから、質疑は

尽きたものと認めて御異議ございませうか。

○理事(三浦辰雄君) 御異議ないものと認めます。

それではかねてから建設委員会から連合を申込まれております関係もあつて、一応ここで休憩に入るよりはかないと思うのです。ちよつと速記を止めて。

【速記中止】

○理事(三浦辰雄君) 速記をつけて。それでは議事の都合で本委員会はこれにて散会いたします。

午後八時五十一分散会

七月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案(衆)

昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年

旬台風第二号(五月下旬から六月中旬までの間の長雨を含む。以下同じ)による農作物及び水産物の被害によつて損失を受けた農業者及び漁業者に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「被害農家」とは、麦、なたねその他政令で定める農作物を栽培している農業者であつて、昭和二十八年台風第二号による当該農作物の減収がその平年における収穫量の百分の三十以上である旨の市町村長(全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合管理者。以下同じ)の認定を受けたものをい

い、「被害漁家」とは、魚類又は貝類を養殖する者その他政令で定める漁業者であつて、昭和二十八年台風第二号による当該魚類若しくは貝類又は政令で定める水産物の損失がその平年における生産量の百分の三十以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいう。

2 この法律において「経営資金」とは、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関が、被害農家又は被害漁家に対し、肥料、薬剤等の購入資金又は他農業経営に必要な資金又は他漁業経営に必要な資金として、市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額の範囲内において、償還期限三年以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和二十八年十月三十一日まで貸し付けらるるものをいう。

(国庫補助) 第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との

の契約により、当該金融機関に對しその貸し付けた経営資金(農業協同組合又は漁業協同組合が農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。以下第三号、第五号及び第七号において同じ)につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

二 都道府県が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする農業協同組合又は漁業協同組合に對し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に對し、その貸し付けた経営資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 市町村が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする農業協同組合又は漁業協同組合に對し当該資金に充てるため

に貸し付けた資金につき、当該農
業協同組合連合会、漁業協同組
合連合会又は農林中央金庫に對
し利子補給を行うのに要する経
費の全部又は一部を都道府県が
補助する場合における当該補助
に要する経費

五 都道府県が、農業協同組合、
漁業協同組合その他の金融機関
との契約により、当該金融機関
が経営資金を貸し付けたことに
よつて受けた損失をこれに對し
補償する場合における当該損失
補償に要する経費

六 都道府県が、農業協同組合連
合会、漁業協同組合連合会又は
農林中央金庫との契約により、
当該農業協同組合連合会、漁業
協同組合連合会又は農林中央金
庫が経営資金を貸し付けようと
する農業協同組合又は漁業協同
組合に對し当該資金に充てたるた
めの資金を貸し付けたことによ
つて受けた損失を当該農業協同
組合連合会、漁業協同組合連合
会又は農林中央金庫に對し補償
する場合における当該損失補償
に要する経費

七 市町村が、農業協同組合、漁
業協同組合その他の金融機関と
の契約により、当該金融機関が
経営資金を貸し付けたことによ
つて受けた損失をこれに對し補
償するのに要する経費の全部又
は一部を都道府県が補助する場
合における当該補助に要する経
費

八 市町村が、農業協同組合連合
会、漁業協同組合連合会又は農

林中央金庫との契約により、當
該農業協同組合連合会、漁業協
同組合連合会又は農林中央金庫
が経営資金を貸し付けようとす
る農業協同組合又は漁業協同組
合に對し当該資金に充てたるた
めの資金を貸し付けたことによ
つて受けた損失を当該農業協同組
合連合会、漁業協同組合連合会
又は農林中央金庫に對し補償す
るのに要する経費の全部又は一
部を都道府県が補助する場合に
おける当該補助に要する経費

二 融資機関は、当該契約により
損失補償を受けた後に当該融資
に係る債権の回収によつて得た
金額のうちから、債権行使のた
めに必要とした費用を控除し、
残額があるときは、これを当該
融資について損失補償を受けな
い損失のてん補に充當し、なお
残額があるときは、当該契約に
より都道府県又は市町村から受
けた損失補償の金額に達するま
での金額を当該都道府県又は當
該市町村に納付しなければなら

ないこと。
3 第一項第五号から第八号までの
損失は、融資元本の償還期限到来
後三月を経過してなお元本又は利
子（政令で定める遅延利子を含
む。）の全部又は一部が回収されな
かつた場合におけるその回収され
なかつた金額とする。
4 前条第一項の規定により政
府が都道府県に對し補助する場合
における当該補助に係る同項各号
の経営資金の総額は、四十五億円
を限度とする。
2 前条第一項の規定により政府が
都道府県に對して交付する補助金
は、同項第一号から第四号までの
経費については、当該利子補給額
の二分の一に相當する額又は当該
利子補給の対象となつた貸付金の
総額につき年二分五厘（政令で定
める場合は年三分）の割合で計算
した額のいずれか低い額の範囲内
とし、同項第五号から第八号まで
の経費については、当該損失補償
額の二分の一に相當する額又は當
該損失補償の対象となつた貸付金
の総額の百分の二十に相當する額
のいずれか低い額の範囲内とす
る。
（政府への納付金）
第五條 第三條第一項の規定により
補助金の交付を受けた都道府県
は、融資機関から同条第二項第二
号の契約事項による納付金を受け
たときは、その一部を政府から補
助を受けた割合に應じて政府に納
付しなければならぬ。
2 第三條第一項の規定により補助
金の交付を受けた都道府県は、當

該都道府県から補助金の交付を受
けた市町村が融資機関から同条第
二項第二号の契約事項によつて納
付金を受けたときは、その全部又
は一部を当該市町村が都道府県
から補助を受けた割合に應じて當
該市町村から納付させ、その納付
金の全部又は一部を政府から補助
を受けた割合に應じて政府に納付
しなければならぬ。
（補助金の打切又は返還）
第六條 政府は、都道府県若しくは
その補助を受けた市町村がこの法
律又はこの法律に基く命令に違反
したとき、又は当該都道府県若し
しくは市町村と第三條第一項各号の
契約を結んだ融資機関が同条第二
項各号の契約事項に違反したとき
は、当該都道府県に對し交付すべ
き補助金の全部若しくは一部を交
付せず、又は既に交付した補助金
の全部若しくは一部の返還を命ず
ることができる。
（農業共済基金の業務の特例）
第七條 農業共済基金は、農業共済
基金法（昭和二十七年法律第二十
二號）第一條（目的）及び第三十
三條（業務の範囲）の規定にかか
らず、政令の定めるところによ
り、農林大臣の指定する農業共済
組合連合会に對し、当該連合会が
昭和二十八年台風第二号に因るな
たねの共済に係る保険金の支払に
關して必要とする資金の貸付を行
うことができる。
附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

七月二十九日本委員会に左の事件を付
託された。
一、昭和二十八年六月及び七月の大
水害による公立教育施設の災害の
復旧事業についての国の費用負担
及び補助に關する特別措置法案
（山田節男君外五名發議）

昭和二十八年六月及び七月の大
水害による公立教育施設の災害の復
旧事業についての国の費用負担及
び補助に關する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月の大
水害による公立教育施設の災害の
復旧事業についての国の費用
負担及び補助に關する特別措置
法案

（目的）
第一條 この法律は、昭和二十八年
六月及び七月の大水害によつて生
じた公立の教育施設の災害のすみ
やかな復旧を図るため、その災害
復旧事業についての国の費用負担
及び補助に關して必要な事項を定
め、もつて学校教育及び社会教育
の円滑な実施を確保することを目
的とする。
（定義）
第二條 この法律において、左の各
号に掲げる用語の意義は、それぞ
れ当該各号に定めるところによ
る。
一 学校 学校教育法（昭和二十
二年法律第二十六号）第一條に
規定する学校をいう。
二 公立学校施設 地方公共団体
が災害地域内に設置する学校の
用に供せられる建物、建物以外
の工作物、土地及び設備をいう。

九

- 三 公立の社会教育施設 地方公共団体が災害地域内に設置する公民館、図書館、博物館及び体育施設(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)に規定する社会教育のために設置した体育施設のうち、体育館、運動場、水泳プール及び庭球その他のコートをいう。)の用に供せられる建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。
- 四 災害 昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害をいう。
- 五 災害復旧事業 災害によつて必要を生じた事業で災害にかつた公立学校施設又は公立の社会教育施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む。)ことを目的とするものをいう。
- 2 災害によつて必要を生じた事業であつて、公立学校施設である建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を復旧することを目的とするものは、この法律の適用については、公立学校施設の災害復旧事業とみなす。
- 3 第一項第二号及び第三号に規定する災害地域は、政令で定める。(公立学校施設の災害復旧事業に対する国の負担)
- 第三条 国は、公立学校施設の災害復旧事業の事業費の四分の三を負担する。
- (災害復旧事業の施行の目標)
- 第四条 地方公共団体は、この法律により国の負担金の交付を受けて施行することができ、公立学校施設の災害復旧事業全体の六割に相当する部分を昭和二十八年年度において、その残余の部分を昭和二十九年年度において施行するように努めなければならない。
- (事業費の範囲)
- 第五条 第三条の規定により国がその費用の一部を負担する公立学校施設の災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額(以下「工事費」という。)並びに事務費とする。
- 2 前項に規定する事務費の工事費に対する割合は、政令で定める。
- (事業費の決定)
- 第六条 公立学校施設の災害復旧事業の事業費の額は、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。この場合において、事業費のうち設備費の額は、政令で定める基準に従い決定するものとする。
- (成功認定)
- 第七条 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担に係る公立学校施設の災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して、文部大臣の成功認定を受けなければならない。
- (負担金の返還等)
- 第八条 国の負担金の交付を受ける地方公共団体が負担に係る公立学校施設の災害復旧事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、文部大臣は、負担金のうちその施行しない当該災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。この場合においては、文部大臣は、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のための有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。
- 3 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)に対して、第一項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。
- (剰余金の処分)
- 第九条 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた公立学校施設の災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金を第三条に規定する国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。
- (都道府県の教育委員会の事務)
- 第十条 国が市町村に対して交付する公立学校施設の災害復旧事業の事業費の負担金の額の算定交付及び返還並びに公立学校施設の災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が行う。
- 2 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。
- (監督)
- 第十一条 文部大臣は、公立学校施設の災害復旧事業につきこの法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業を適正に実施させるため必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に必要の指示をすることができる。
- 2 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村に対して、前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。
- (公立の社会教育施設の災害復旧事業に対する国の補助)
- 第十二条 国は、公立の社会教育施設の災害復旧事業について、当該災害復旧事業を施行する地方公共団体に對し、その事業費の三分の二を補助するものとする。
- 2 第五条から前条までの規定は、前項の規定により補助する場合につき準用する。この場合において、これらの規定中「負担金」とあるのは、「補助金」と、第五条第一項中「第三条の規定により国がその費用の一部を負担する」とあるのは、「第十二条第一項の規定により国がその費用の一部を補助する」と、第九条中「第三条に規定する国の負担率」とあるのは、「第十二条第一項に規定する国の補助率」と読み替へるものとする。
- (適用除外)
- 第十三条 この法律の規定は、左に掲げる公立学校施設又は公立の社会教育施設の災害復旧事業については、適用しない。
- 一 一の学校又は一の社会教育に関する施設当りの災害による被害の額が十万円に達しないもの
- 二 明らかに設計の不備又は工事施行の粗雑に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 三 著しく維持管理の義務を怠つたことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (他の法律との関係)
- 第十四条 この法律により国がその費用の一部を負担する公立学校施設の災害復旧事業については、公立学校施設費国庫負担法(昭和二十八年法律第 号)による国の費用負担は行わない。
- (政令への委任)
- 第十五条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
- 附 則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律施行前に施行された公立学校施設又は公立の社会教育施設の災害復旧事業についても適用する。

七月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案（山田節男君外五名賛議）

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案

（目的）

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害の復旧に重大な支障のある災害地域内のたい積土砂の排除事業をすみやかに遂行させるため、当該排除事業についての国の費用負担及び補助等の特別措置を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「たい積土砂」とは、昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）により政令で定める地域（以下「災害地域」という。）内に流入した土砂の崩壊等により災害地域内にたい積した政令で定める程度に達する異常に多量な土、砂、砂れき、岩石、樹木等をいう。

土砂の排除事業）
第三条 都道府県知事は、災害地域内に存する道路、上下水道、水利施設、学校、公園、官公署その他の公共用又は公用の施設で政令で定めるものの区域内にたい積しているたい積土砂の排除事業を施行するものとする。但し、これらの施設で都道府県又はその機関以外の者の管理に属するものの区域内にたい積しているたい積土砂の排除は、これらの施設を管理する者の意に反して行うことができない。

2 都道府県知事は、災害地域内に存する土地又は建物その他の工作物で前項に規定する施設並びに第九条第一項に規定する農地及び施設の区域外にあるものにたい積しているたい積土砂を放置することが公衆衛生上又は正常な社会活動を維持する上において著しく支障があると認めるときは、当該土地又は建物その他の工作物を所有し、又は占有する者の承諾を得て、当該たい積土砂の排除事業を施行することができる。

3 前項に規定する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は占有する者は、正当な理由がなければ同項の承諾を拒むことができない。

4 都道府県知事は、第一項及び第二項の規定によるたい積土砂の排除事業の一部の施行を関係市町村（市町村の組合を含む。）の長に委託することができる。

（国の負担）
第四条 国は、前条の規定によるたい積土砂の排除事業の事業費の全額を負担する。

（事業費の決定）
第五条 第三条の規定によるたい積土砂の排除事業の事業費の額は、都道府県知事の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して建設大臣が決定するものとする。

（負担金の返還等）
第六条 都道府県知事がこの法律により国がその費用を負担するたい積土砂の排除事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、建設大臣は、負担金のうちその施行しない当該排除事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。この場合において、建設大臣は、あらかじめ、都道府県知事に対し、釈明のため意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた都道府県知事は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

（剰余金の処分）
第七条 都道府県知事は、国の負担金の交付を受けたたい積土砂の排除事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金を国に返還しなければならない。

（監督）
第八条 建設大臣は、この法律により国がその費用を負担するたい積土砂の排除事業を施行する都道府県知事に対して、当該排除事業を適正に実施させるため必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることができる。

（農地等）
第九条 国は、災害地域内に存する農地並びに農業用施設及び林業用施設で政令で定めるものの区域内にたい積しているたい積土砂の排除事業について、当該排除事業を施行する者に対し、その事業費の全額を補助する。

2 第五条から前条までの規定は、前項の規定により補助する場合につき準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「都道府県」とあるのは「当該排除事業を施行する者」と、第五條中「第三条の規定による」とあるのは「第九条第一項に規定する」と、同条及び第六條中「建設大臣」とあるのは「農林大臣」と、前条中「建設大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（他の法律との関係）
第十条 この法律により国がその費用を負担し、又は補助するたい積土砂の排除事業については、他の法律による国の費用負担又は補助は行わない。

（政令への委任）
第十一条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前に都道府県又はその機関が施行した第三条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同条第一項又は第二項の規定により都道府県知事が施行したたい積土砂の排除事業とみなし、この法律施行前に市町村又はその機関が施行した同条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同条第四項の規定により都道府県知事の委託を受けて市町村の長が施行したたい積土砂の排除事業とみなして、この法律を適用する。

3 この法律は、この法律施行前に施行された第九条第一項に規定するたい積土砂の排除事業についても適用する。

昭和二十八年九月二日印刷

昭和二十八年九月三日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局